

市芦救援会通信

市芦救援会通信 通巻98号 99/8 <1部100円> 発行人 玉本 格
市芦救援会 〒659-0001 芦屋市剣谷9 市芦分会気付 TEL 0797(32)1131
市芦反弹圧闘争を支援する会 〒650-0022 神戸市中央区元町通5丁目3の16 テーラビル3F

公判日程 1999年9月30日(木) PM13:15~ 判決(神戸地裁204号法廷)

9/30

判決公判に

総結集しよう!

市芦救援会事務局

さる六月二四日、神戸地裁で弁論が再開されました。すでに昨年一月に結審し、五月二七日判決と決定されていたのが、四月に裁判長が人事異動でかわったため、判決を延期し弁論再開となったものです。

当日は、今春四月に市芦に復帰した鈴木先生が原告を代表して、処分の違法性、原告全員の早期復帰を訴える弁論を行いました(本誌掲載)。定年まで二年を残しての復帰となった鈴木先生は「新入生を担当して、その卒業を見送ることも許されないのです」と訴えました。行政事務職員への違法な転職によって権力に奪われた「時間」は一年余。子どもたちと共に生きようとしてきた市芦教員の「生命」が削られてきた年月。その無念さと、権力犯罪を正せと訴えた弁論は、多くの傍聴者の心に響きました。

判決は九月三〇日(木)午後一時一五分と決定されました。違法処分取消の勝利判決を勝ちとり、原告全員の早期復帰の実現をめざして、支援者の方々の最大限の傍聴参加を強く訴えるものです。

△市芦救援会ホームページ開設▽

おくれげながらホームページを開設しました。まだ改良途上ですが、多くの方々のアクセスをお願いいたします。

(<http://www.kobe-catv.ne.jp/~amataisi/>)

も／く／じ

意見陳述書	原告 鈴木紀之	2
弁論の再開の申立に対する意見書	原告弁護団	4
「市政にたてつく人物」と公民館講師から排除	救援会事務局	5
公開質問状	思想差別を許さず人権市政を求める会	5
公民館講座講師忌避に端を発する再々配転	小川文夫	7
兵高教阪神支部運動方針 市芦闘争を全面支援	市芦分会	9
「校長自殺」の真相-「日の丸・君が代」強制 <資料>見解	広島県教職員組合協議会	9

平成七年行ウ第一号
懲戒処分等取消請求事件

原告 鈴木紀之
外八名
被告 芦屋市教育委員会

意見陳述書

一九九九年六月二四日
原告 鈴木紀之

神戸地方裁判所
第六部民事部 御中

記

一、先月、五月二七日に予定されていた判決を本心に待ちにしていたが、残念なことに延期されて、弁論再開にいたっています。昨年五月二二日に事実上結審してから実に一年を数えます。この一年がどれほど期待と焦燥の一年であることかご理解いただきたいと思えます。

原告深沢・同河村の懲戒処分から一二年九ヶ月、原告鈴木の強制配転処分から一二年八ヶ月、原告麻田、同石橋、同小川、同滝山、同森村、同吉岡の六名の強制配転処

分から一二年二ヶ月、原告深沢の強制配転処分から一二年二ヶ月が経ちました。
二、被告芦屋市教委による強制配転という、突然の教職からの追放によって受けた私たちの心身の打撃は測りしれません。被告が加えた配転処分は、それまでの人事慣行を一切無視し、本人への意向打診や事前の説明もなく、中には内示もなく、学期の最中に、しかも授業の合間にその日付の辞令を手渡すというおおよそ異常、異様なやり方に始まり、配転先の公務の必要性、緊急性もなく、本人を特定する合理性も持たない教育職から事務職への配転という違法、不当な限りを尽くすものでした。

私たちは生涯一教員として教壇に立つことを思い定めて、芦屋市の教員採用選考を受けて、教諭として市芦高校に就任しました。私たちにとって学校以外の勤務など全くの想定外のことでした。
しかも被告市教委はその理不尽な処分を一年を越えて、今もなお、加え続けているのです。教育行政を担う被告市教委には人をおとしめ、痛め続けているという人間の痛覚すら皆無です。

不本意な一年を越える歳月で私たちが失ったものはあまりに大きく、取り返しがきかないものです。心がこくない仕事を続けることは、疲労の大きいものであり、次につながる期待や意欲を阻害させるもの

正されることで歴史の記憶となるのです。歴史の記憶となることで初めて現在と未来を動かすのです。
五、私たちの強制配転に先立つ時間も、また私たちの心身に刻み込まれています。私たちの多くは、いずれもその教員としての第一歩を市芦で始め、二〇代から三〇代を市芦で過ごす僥倖に恵まれました。当時の市芦はいわゆる「進学保障制度」を軸とする学校改革の最中にあり、真に「地域の子どもたちに開かれた学校」を目指して、全力で格闘した毎日でした。特に新しい学校づくりの理想となっていたのは、「障害」を持った子どもを含めて地域のすべての子どもを受け入れ、共に学び、共に生きていく場所を創り出すことでした。小・中学生時代をその身もだえにもかわらざる学習や生活に恵まれず、学校と教育への不信と絶望だけを抱え込んで苦悩している子どもたちに、学校生活と学ぶことの喜びを取り戻し、仲間と自分を発見する機会を手にしてほしかったのです。人とことん優しい自分を見つけ、仲間と手をたずさえて厳しい社会に出ていってほしかったのです。

子どもたちや親の抱える生活を含めて子どもや親とかわる日常でした。が、それは私たちを一人前の教師に育ててもらう過程でもありました。「このまま教師を続けられないのではないか」という気持ちにと

です。
三、教職から追放して、およそ今までの職能的知識も経験も生かすことの出来ぬ職場に、実態上も事務職員としての勤務を強い、一年を越えるのです。現役の学校に勤務する教員を、後にも先にも例のない「指導員」という身分に固定して、一年を越えます。芦屋市職員のなかで「指導員」という権限も職務も規定されていない職に固定されているのは、私たちがだけなのです。

学校現場から市教委の事務局ないし教育機関に合意の上で異動した教員のほとんどすべてが、学校現場に復帰しています。しかも、その期間は通常三年から五年です。ところが、私たちがだけは一年を越えて、同じ職場に固定されるか、数少ない職場をたらい回しされているのです。原告小川についてみれば、障害児教育に熱心であるからとみどり学級に強制配転され、その後公民館、愛護センターとただ学校現場を避けるためだけの配転が続けられています。原告森村については、読書指導に

適任だからと図書館に強制配転され、その後社会教育文化課文化財係として公民館と再々配転されています。原告石橋については、学力促進学級の「専任指導員」の名目で上宮川文化センターに強制配転され、今は図書館で庶務係を強いられています。原告滝山については、学芸員資格

らわれたことも再三ありましたが、それを引き戻してくれたのも子どもたちであり親たちでした。そういう厳しさをくぐりながら、私たちは「教師になっていった」と思います。当時の一〇年は一五年にも二〇年にも思えるような時間が詰まっています。
六、私たちは三〇代、四〇代の中堅となり、教員としての仕事をもっとも成熟させて力を尽くせるという時期を迎え、教職への意欲と情熱をいっぱいにしてきた時に、突然、無法にも教職から追放され、子どもたちや親との関係を絶たれたのです。この無念さはい言いがありません。この無念さを抱えてのここの一〇年余です。

原告石橋、同小川、同滝山、同森村、同深沢はいまだ、その無念を宙づりにしたままです。
この無念さは子どもと出会うことでしか晴らしようがないのです。処分の取消による学校現場への復帰以外癒されないので

す。
しかも、彼らにも残されている時間は多くないのです。原告深沢は五三歳、同滝山は五二歳であり、同小川、同石橋は四九歳、同森村は四八歳です。原告小川、同石橋、同森村にあっては強制配転され指導員として事務に従事することを強いられた時間は、教員として過ごした時間を上回っているという残酷さです。

を持つているとの理由で文化財係に強制配転しながら、その後図書館の事務職員を命じています。原告深沢については、打出教育文化センターの事務を命ぜられて一年を越えます。いずれにしても、ただ学校現場から排除するためだけの人事です。
四、この間、私たち原告が学校現場に復帰する条件は毎年のようにあったのです。

わずかに、九年目にして原告麻田を、一二年を越えてこの四月に原告鈴木、同吉岡を復帰させていますが、鈴木、吉岡についていえば、五八歳での復帰であり、四六、七歳からの一〇年余を奪われた上に、定年までわずかに二年という短い年月しか残されていません。新入生を担当して、その卒業を見送ることも許されていないのです。一〇年余の歳月を取り返し、納得のゆく仕事をするにはあまりにも残された時間がありません。

被告市教委のいう「帰したから済んだことだ」という言い分は、あまりにも罪と恥を知らぬ言い方です。きちんと誤りを認め、謝罪し、償うべきは当然です。一二年を越える時間は、あつたことをなかつたことと消去するものではありません。人の記憶を権力的に、暴力的に消すことなど出来ないのです。一二年間の時間は私たちの中に刻み込まれており、いまま私たちを痛め続けているのです。権力の犯罪はきちんと

七、裁判長、どうか一刻も早く強制不意転状況にある原告五名の学校現場復帰に力を寄せていただくことを切に願います。被告芦屋市教委の権力を嵩にきての教育法制への無法と違法を正し、私たちと私たちにつながら子どもらの尊厳を取り戻す明快な処分取消の判決を心から望みます。

弁論再開の申立に

に対する意見書

一九九九年四月

原告弁護団

四月五日、被告から弁論再開の申立がなされたが、原告らは右申立に強く反対する。その理由は次のとおりである。

一、被告は、原告鈴木紀之と原告吉岡治子の両名が四月一日付で芦屋市立芦屋高等学校へ復帰したため、両名に対する転任処分の取消を求める訴訟は訴えの利益を欠くに至ったと主張する。

しかしながら被告の右主張は暴論であるといわざるを得ない。原告鈴木は一九八六年(昭和六一年)一〇月一日から実に一二年六ヶ月振り、被告吉岡は一九八七年(昭和六二年)四月一日から一一年振りに原職に復帰した訳であるが、この間の両名の社会的、精神的、人格的、経済的不利益は原職に復帰したことによって回復するものではないことは言うまでもない。

特に取消を求めている本件処分によって

両名が著しい経済的不利益を受けていることは、原告ら準備書面(一二三)で援用した芦屋市公平委員会における最終準備書面(甲第三九五号証、一二二頁以下)で詳述したところであり、その具体的内容は、両名の陳述書(甲第三八四号証、第三八九号証)のとおりである。

また両名の社会的、精神的、人格的不利益も原処分が取消されることによって幾分か回復されるであろう。

よって訴えの利益を失っていないことは明らかである。

二、最高裁判昭和四〇年四月二八日判決(民集一九卷三三三頁)は、「公務員免職の行政処分は、それが取り消されない限り、免職処分の効力を保有し、当該公務員は、違法な免職処分さえなければ公務員として有するはずであった給料請求権その他の権利、利益につき裁判所に救済を求めることができなくなるのであるから、本件免職処分の効力を排除する判決を求めることは、右の権利、利益を回復するための必要な手段である」と判示している。また訴えの利益の判定基準を緩和しようとするのが最近の判例、学説の傾向であり(青林書院新社「裁判実務大系1」一二五頁以下参照)、行政事件訴訟法第九条の趣旨に沿うものである。

三、原告麻田利子が、一九九六年(平成八

年)四月一日、芦屋市立芦屋高等学校に復帰することも事実であるが、同原告についても本件処分によって様々な不利益を蒙っていることについては、準備書面(八)、第四および甲第三九五号証二四一頁以下で詳述したとおりである。

原告麻田の受けた具体的な経済的不利益は、同原告の陳述書(甲第三八八号証)記載のとおりである。

なお原告麻田が一九九八年四月一日市立芦屋高校に復帰したことによって訴えの利益を失っていないことについては、準備書面(一二三)で援用した公平委員会における最終準備書面(甲第三九五号証)で主張したところである。

他方被告は、原告麻田が市立芦屋高校へ復帰したことを指摘するにとどまり、訴えの利益がなくなつたから同原告の本件請求は却下されるべきだとの主張は全くしていない。結審後にこのような主張をすることは許されない。

四、原告らが本件処分を受けてから実に一一年ないし一二年六ヶ月もの歳月が経過しており、事実上結審した昨年五月二二日の弁論期日からみても一ヶ月も経っていることを看過してはならない。

この期に及んで弁論を再開したり、判決の言い渡しを延期するようなことがあつてはならない。

「市政にたてつく人物と」

公民館講師から排除

救援会事務局

本年四月の通信臨時号でお知らせしましたように、今春の公民館講座の講師選定に際して、「市政と異なる意見を持つ人は講師にあさわしくない」として当局が佐治氏を排除しました。民主主義のイロハもわきまぬ当局の暴挙に対し市民からの抗議がおこり、当局の姿勢を糾しています。

一九九九年五月六日

芦屋市長 北村 春江 様
教 育 長 三浦 清 様
社会教育部長 小治 英男 様

思想差別を許さず人権市政を求める会
代表 小寺山 康雄

公民館講師・佐治孝典氏

思想差別事件に関する公開質問

一九九二年秋の公民館講座「ゼミナール日本近現代史を読むI」の講師として、受講者に好評であった佐治孝典氏(引き続きII・IIIの講師)が、阪神大震災のため講座中断後は突如として講師から排除されました。

講座受講者有志の問い直しや質問・要請文に対しては、何ら責任ある回答がなく今日にいたりました。

更に、この春の国際問題講座の六名の講師の一人に企画者が佐治孝典氏を加えたところ又もや公民館館長を通じて排除される事態が起こりました。

こと、ここにいたつては、被差別者である本人はもとより、芦屋市の人権と民主主義の現状を憂える有志達も、これを黙視することができない重大問題として真相を究明し、佐治氏の名誉と人権の回復及び差別者の責任追及に立ち上がった次第です。これまでの前公民館長、現社会教育部長などの交渉を踏まえて、下記の質問に誠意あるご回答を賜りますよう、お願い申し上げます。

なお、この質問及びご回答は公開して、一般市民その他識者の適正な判断資料といえます。お手数ながら五月三十一日まで、ご回答文書を同封の郵便切手貼付封筒にてお送りくださるよう重ねてお願い申し上げます。

記

(1) 一九九七年秋、震災復旧工完了により公民館講座は開始されましたが、中断していた佐治講師の「ゼミナール日本近

現代史III」は受講者の強い要望にもかかわらず再開されませんでした。

正当な理由のない講師委任契約と受講契約破棄は、二重の契約不履行となるにとどまらず、講師差別による人権侵害と受講者の学習権の侵害ではないでしょうか。

(2) 専門の企画者が、これまでの受講者の講師評価も考慮して佐治氏を講師陣に加えて新企画をする度に、公民館長が、佐治氏を除かないと予算支出を伴う承認が得られないと言ったこと、また、佐治氏外二名同席の話し合いでも、上からの指示・前館長からの引継ぎ事項だから、個人的にはおかしいと思うが仕方がないと言ったことは、社会教育部長がその背後の教育長、市長の意向に従って強権的に指示しているとしたか推認できません。この点はいかがでしょうか。

(3) では、行政にとって佐治氏を公民館講師陣から排除する理由は何でしょうか。講座企画者が公民館館長に問うたところ、住民参加の町づくりを目指して結成された「市民がつくる芦屋会議」の代表に佐治氏が選ばれて活動されているからだということでした。即ち、行政サイドからは「市当局に楯突く人物は公民館講師から外せ」ということではないでしょうか。

(4) この四月の人事異動で、社会教育部長は交代し、佐治氏を講師に加えて講座を企画した担当職員は愛護センターへ配置換えとなりました。

上記問題に対する対話を申し入れても、前木戸部長は逃げて面談さえも拒否して誠意がなく、後任の小治部長は今後の一般方針を力説するのみで問題を忌避しています。

これは、行政手続法の精神「行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって国民の権利利益の保護に資する目的」に違反しているのではないでしようか。

(5) 市長の文書回答には「公民館講座の事業は公民館運営審議会の意見を聞きながら、公民館長が講座実施の最終決定をしております。」と書かれています。講師問題については、これまで一度も審議会ではかられておりません。その上、市長回答は佐治氏の人権と受講者の学習権（人権）侵害への言及を避けています。人権侵害の是正措置の訴えに対しては、行政上の垣根はなく、市長権限でもって調査し事実を確認して、佐治氏の名誉と人権回復（差別者の懲戒・講師再任）を図るのが、市最高の公務員として、当然の責務ではないでしようか。それができないのは、市長自らが「市

当局に批判的な人物は排除せよ」と独断して、憲法および教育基本法上の人権と民主主義を蹂躪していることではないでしようか。

(6) 四月一五日付広報あしやには「二世紀に生きるころ豊かな人づくり」の中で「人権意識を育て、豊かな人間性を身につけるよう努めます。」と書かれています。また、「特色ある教育・元年」の題で「生涯学習オアシス都市芦屋」を目指した諸施策の充実に努めます、と教育長は述べておられます。

市民が「生涯学習オアシス都市芦屋」を目指した諸施策の充実に努めます、と教育長は述べておられます。

震災復興事業批判の大学教員

公民館講師から外す

市長に市民質問状

一九九九年五月二二日 読売

兵庫県芦屋市公民館が、院大講師佐治孝典さん(71)の同市の震災復興事業を批判(近代日本思想史)は九九年から「ゼミナール日学教員を公民館講座の講師から外したのは人権侵害だ」として、市民グループが十日までに、北村達也市長に公開質問状を出した。同市教委は格別について調査を始めた。

市民が「生涯学習オアシス都市芦屋」を目指した諸施策の充実に努めます、と教育長は述べておられます。

公民館講座講師忌避に

端を発する再々配転

市芦分会 小川文夫

四月一日、青少年愛護センターへ再再配転された。私が市芦を強制配転されてから一二年。みどり学級で五年、公民館で七年、そして今年愛護センターで三度目である。四月、鈴木先生が市芦に復帰したので、その後任というわけである。しかし、今回の配転も明らかに私に対する報復人事である。

鈴木先生が市芦に復帰後の愛護センターの後任人事は不補充の方針であった。なぜ急に私の異動が決まったのか。

私は、公民館で、市民向けの講座企画を七年間担当してきた。教育問題講座、幼児教育講座、日本思想史、経済問題、その他多岐にわたった。

公民館講座は公民館館長と職員が合議の上で市民のニーズに応えながら独自で企画立案してきた。過去に講座内容について市教委から不当な干渉を受ける事はなかった。

今回の私の再々配転は、講座「日本思想史」の講師佐治先生の採用をめぐる、公民館館長、教育委員会と対立したことにある。佐治先生は芦屋市在住の近現代史の学者であり、現役の大学の先生である。先生は、震災以後住民参加の街づくりを目指して「市

民がつくる芦屋会議」の代表として、市の震災復興の進め方などを批判してきた。一九九二年秋の公民館講座「ゼミナール近現代史を読む」に出講いただいたから、「日本思想史」の講座の近現代史編でもたびたび講師として出講していただいていた。

問題の発端は、九五年の秋の講座「戦後五十年を考える」からである。この年は、あの阪神淡路大震災の年であり、公民館活動は秋まで活動停止状態であったが、秋の講座から細々と活動を開始し始めた。その第一回目が、「戦後五十年を考える」の講座であった。このとき先生は、「芦屋を考

える市民会議」の代表として被災者の側に立つて市と精力的に交渉をされていた。このことが市をいたく刺激していた。市のこの講座に関心もなかったし、先生が講師として採用されていることを事前に知らなかった。ところが、震災以後、佐治先生の行動に不快感を持った市は、今後先生を公民館講座の講師として採用してはならないと館長に厳命した。理由は、「市に盾突く人物を公民館の講師として採用するとはけしからん」という時代錯誤もはなはだしきものであった。このとき以来講座の企画に対し事前チェックが入り出した。また、市の意向に気を遣う館長は、自己保身のためか私の前では、「このような措置は個人的には非常におかしいと思う」と言い訳をしな

がらも、佐治先生の講師採用を決して認めることはなかった。

この間、この問題に疑問を持った市民が、北村市長、教育長に公開質問状を出した。内容は、「思想学問の自由の不当な侵害であり、いかにも低い次元の措置である。」というものである。これに対する回答は、「公民館講座の事業は公民館運営審議委員会の意見を聞きながら公民館長が講座等実施の最終決定をしております。」というまともな返答にもなっていないものであったが、いずれにしても、佐治先生を講師に採用してはいけないと言っていない。この回答を根拠に私は、今年春の国際問題講座「市民と考える日本の平和と安全」を企画し、佐治先生に講師をお願いした。ところが館長から、「佐治は採用できない。上から言われている。引継事項で私の代で変更することはできない。」と拒否された。

住民運動の代表をしているということだけで、公民館講師を忌避するという芦屋市の狭量な姿勢と権力的横暴を見過すことはできない。市にたいし異見を述べるものは何が何でも権力的に排除する芦屋市の姿勢は、一二年前、私たちを市芦から排除した質と同質のものである。

一二年間で三度の強制配転を私は決して忘れない。どこに追われようとも私の初心は不変です。

・「君が代」を実施しないのなら「辞表」を持つて来い
 ・すごい剣幕で、実施しないのなら「降格させる」「辞職してもらおう」「あんたが辞めるだけではすまん」
 ・指導要領通りにやらないということは校長として資格がないということで職を失うことになる

・辞職だけではすまない
 等々、これらは数例に過ぎませんが類似した恫喝が毎日毎日電話で、あるいは県庁に呼び出されてかけられてきました。帰宅時間を報告させられ、一時間おきに電話がかかり、居場所、何をしているのかの報告を求められる、まさに二四時間監視体制の中に追いつめられていく。

このことは世羅高校の校長とて例外ではなく、辞職・降格の恫喝がかかっており、それでも現場の教育・子どもたちのことを大切にしようとの思いから、早い段階で「実施しない」ことを決心していました（これ故二五日以降は職員会議や交渉は持たれておらず、二五日五時間・二六日四時間・二七日二時間等、長時間の交渉が校長を追い込んだとする県教委発表は虚偽です）。それに尾三地区内で「実施しない」校長がわずかとなるという状況も手伝って、連日連夜の恫喝攻撃にあい、居留守を使ったりして、それをかわしてきていました。連絡

のとりにくくなった県教委は二八日の朝、尾道教育事務所指導課主幹主事を自宅に派遣面談し、それを追いかけるように県教委教育部次長が自宅へ向かう途中で不幸は惹起されました。

この自宅攻勢を「励ましに行った」とする県教委コメントに、全身を震わせながら「何が励ましか。恫喝そのものではないか」と怒りを爆発させる校長も多数いました。今までみてきた数々の恫喝に対する私たちの抗議に、県教委は「そんなことはしていない」と直隠しに隠し、あるいは「実施については職命を発し、校長に任せている」と言ってきたにもかかわらず、記者会見では教育長自ら「自分が矢面に立つようしてきた」と前言を翻す等々、その身勝手・都合主義・虚偽に満ちあふれています。

とりわけ、九七年度卒業式をめぐって「日の丸をやってくれば二・二八確認は守る。何としても守るからやってくれ」との前教育長の約束の中で、実施へ向け整理をしてきた小・中の現場にあつては、「騙された」「裏切られた」とする怒りが噴出しています。

以上のように今各現場は、辰野教育行政の、校長を含む教職員を塵や埃の如く軽視する自己中心主義・処分乱発の強権支配等の中、不信・不満に陥れられ、さらには強く追いつめられているのです（このような

状況にあつてもはや我慢がならず小・中・高・障害児学校の教職員二一、五六三名は、辰野教育長への不信任の意を署名をもって表明し、二月二八日に提出したところ（です）。このような全体状況に加え、現場教育や子どもを中心に考え、「君が代」実施に向けて逡巡している個別の校長への恫喝ですから、石川校長はいうに及ばず各校長の苦衷察してあまりあるものがあります。

今は心底より石川校長のご冥福を祈りつつ、以下の内容を県教育委員会に提起するものです。

(1) 「職務命令」を早急に撤回し、「日の丸・君が代」に係わっては、当面各学校の自主的判断に任せること
 (2) 校長を「自殺」に追い込んだ事実経過を明確にし、その責任の所在を明らかにすること

(3) 県教委幹部から校長への「恫喝」について、日時・回数等をすべて事実を明らかにすること

(4) 勤務時間外に自宅にまで「指導」「援助」と称して電話や自宅訪問を繰り返した法的根拠を明確にすること

(5) 辰野教育長は今回の事件と一連の混乱の責任を取り直ちに辞任すること

一九九九年三月一日

第12期 自1998 1月1日
至1998 12月31日

第13期予算(案) 自1999 1月1日
至1999 12月31日

歳入

科目	決算額	予算額	備考
会費収入	598000	700000	
カンパ収入	200000	400000	
雑収入	2000	5000	利息、通信売上他
繰越	1190076	1330021	
合計	1990076	2435021	

歳出

科目	決算額	予算額	備考
法対費	391670	900000	顧問料、資料コピー代、食料費、
通信費	109498	200000	通信発送費、封筒、ラベル、振替料
印刷費	121085	300000	通信製版代、紙代、印刷機器および諸材料、フィルム
会議費	11800	50000	弁護士会議、法対会議、集会所代
旅費交通費	9860	50000	旅費、ガソリン代、駐車場
事務局費	6342	30000	書籍、事務用品、録音テープ、電池他
諸負担費	9800	10000	他団体費、参加費
雑費	0	5000	
次期繰越	1330021	890021	
合計	1990076	2435021	

1999年1月15日

上記の通り相違ありません。

会 計 小川文夫

上記は正確適正であると認めます。

監査委員 前川耕造 三村直人

△追記▽
決算報告が大変遅れてしまいました。
ここに深くお詫び申し上げますとともに
今後ともよろしくお願ひ申し上げます。

●訂正とお詫び
①通信九七号 四頁上段後ろから五行目
天童市→ 天童市
②九九九年四月臨時号表紙
通巻九一号 九七ノ六→ 臨時号
九九ノ四
右一ヶ所を訂正し慎んでお詫び申し上げます。

「10・2 市芦公判判決報告・決起集会」のご案内

—9月30日の判決の報告と今後の闘いについて—

ちょうど13年前の1986年9月29日、当時の組合委員長河村と書記長深沢に停職1ヶ月の処分が通告されました。その2日後の10月1日には、カリキュラム編成の責任担当者であった鈴木(社会科)に体育館への強制配転が抜き打ちで発令されました。組合と学校運営の要をねらい撃ちにした攻撃でした。

これらの処分により、教育長松本は「教育改革」と称して教育の権力支配を開始しました。それが生徒の実態と要求に即した本当の意味での教育改革ではなかったが故に、当然のこととして教育破壊を招き、入試による定員内大量不合格をはじめとして生徒に多大な犠牲を強いることとなりました。

教職員組織に対する攻撃はさらに続けられ、1987年には森村・滝山・小川・麻田・石橋・吉岡(提訴番号順)の6人が、1988年には深沢・長瀬(別件提訴)の2名が、強制配転により学校から排除されました。

職権を濫用したなりふりかまわない弾圧であったため、これらの処分は、「違法行為」というほころびをいたるところで見せるものとなりました。それは、それまでに幾度となく仕掛けられた弾圧に対して、教育実践を基盤とした強固な闘いがあったからに他なりません。

これらの不当・違法な処分に対して、13年間、公平委員会闘争・公判闘争を闘ってきました。すでにご存じのとおり、芦屋市公平委員会は中立公正な職員救済機関としての任務を放棄して、芦屋市当局の下請け機関となりさがり、1997年3月14日、不当裁決により処分を補強・追認しました。

公判闘争はそれ以後、処分者のみならず「不公平委員会」にも向けられたものとなりました。制約の多い既成の法体系の下での闘いではありましたが、処分者の職権濫用の違法性を追及して闘ってきました。

最初に闘いが開始された13年前の9月30日、偶然にもちょうど同じ日の13時15分に神戸地裁204号法廷において、ようやく判決がでます。

つきましては、長い間ご支援いただいた皆様方に、判決の報告を申し上げ、これからの闘いの方向を見定めていくための集会を開催したいと存じます。

万障お繰り合わせの上、是非とも多くの方々のご参加をお願い申し上げます。

日時：1999年10月2日(土) 14時から16時30分
場所：芦屋市民センター 203号室

主催：市芦救援会、市芦反彈圧闘争を支援する会、市芦分会

市芦救援会決算報告

第10期 自1996 1月1日
至1996 12月31日第11期予算 自1997 1月1日
至1997 12月31日

歳入

科目	決算額	予算額	備考
会費収入	1173000	800000	
カンパ収入	555705	800000	
雑収入	26895	5000	利息、「ニコ入」売上
前期繰越	2254838	1331828	
合計	4010438	2936828	

歳出

科目	決算額	予算額	備考
法対費	1338426	1000000	顧問料、資料コピー代、食料費、
通信費	345648	300000	通信発送費、封筒、ラベル、振替料
印刷費	860821	400000	通信製版代、紙代、印刷機器および諸材料、フィルム
会議費	49800	50000	弁護士会議、法対会議、集本部屋代
旅費交通費	25280	50000	旅費、ガソリン代、駐車料
事務局費	50835	30000	書籍、事務品、録音テープ、電池他
諸負担費	5000	10000	他団体会費、参加費
雑費	2800	5000	
次期繰越	1331828	1091828	
合計	4010438	2936828	

第11期 自1997 1月1日
至1997 12月31日第12期予算 自1998 1月1日
至1998 12月31日

歳入

科目	決算額	予算額	備考
会費収入	407400	700000	
カンパ収入	1409000	800000	
雑収入	27729	5000	利息、「ニコ入」売上 最終準備書面上
繰越	1331828	1190076	
合計	3175957	2695076	

歳出

科目	決算額	予算額	備考
法対費	815485	1000000	顧問料、資料コピー代、食料費、
通信費	305122	300000	通信発送費、封筒、ラベル、振替料
印刷費	803152	400000	通信製版代、紙代、印刷機器および諸材料、フィルム
会議費	24450	50000	弁護士会議、法対会議、集本部屋代
旅費交通費	23750	50000	旅費、ガソリン代、駐車料
事務局費	5337	30000	書籍、事務品、録音テープ、電池他
諸負担費	8400	10000	他団体会費、参加費
雑費	185	5000	
次期繰越	1190076	850076	
合計	3175957	2695076	